

【様式2】

≒性的ない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 国立美術館)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
彫刻 シュテファン・バルケンホール作「大きな頭部と3枚からなる黒いレリーフ(Big Head with Three Part-Relief (Black))」1点	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成21年3月10日		当該契約は美術作品の購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	16,999,500	16,999,500	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
洋画 菅井汲作「低い雲(NUAGE BAS)」1点	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成21年3月9日		当該契約は美術作品の購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	6,825,000	6,825,000	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
素描 瀧口修造作「ドローイング」他11点	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成21年3月9日		当該契約は美術作品の購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	5,638,500	5,638,500	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
洋画 モーリス・ルイス作「神酒」1点	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成20年10月21日		当該契約は美術作品の購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	75,002,025	75,002,025	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
金工 橋本真之作「果樹園 - 果実の中の木もれ陽、木もれ陽の中の果実」	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成21年3月16日		当該契約は美術作品の購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	21,000,000	21,000,000	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	

陶磁 ウィリアム・ステート=マリー 作「花器“ファイアーサークル” 他2点	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成21年3月16日		当該契約は美術作品の購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	2,800,000	2,800,000	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
映画フィルム「蜂の巣の子供たち」(35mm BW PN 2,432.60m)	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成20年11月13日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	5,275,557	5,275,557	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
映画フィルム「女ひとり大地を行く」(35mm BW PN 4,205.00m)他4本	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成20年11月17日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	9,967,127	9,967,127	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
映画フィルム「地球防衛軍」(35mm C P 2536m)他14本	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成20年11月7日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	13,180,959	13,180,959	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
映画フィルム「砂川の人々 - 基地反対斗争の記録」(16mm BW P 310.00m)	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成20年11月27日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	3,888,552	3,888,552	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
映画フィルム「透明人間と蠅男」(35mm BW DN 2736.0m)他10本	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成20年11月28日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	16,211,009	16,211,009	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	

映画フィルム「遊星王子」 (35mm BW P 1657.90m) 他7本	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3 - 1	平成20年11月28日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	6,883,636	6,883,636	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
映画フィルム「スーパージャイアンツ 鋼鉄の巨人」(35mm BW PN 1,450.00m) 他7本	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3 - 1	平成20年11月28日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	5,176,915	5,176,915	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
映画フィルム「悪太郎」(35mm BW P 2,682.0m) 他11本	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3 - 1	平成21年1月16日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	12,307,422	12,307,422	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
映画フィルム「どんと行こうぜ」 (35mm BW P 2,634.0m) 他11本	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3 - 1	平成21年1月16日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	11,058,541	11,058,541	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
映画フィルム「背徳のメス」 (35mm BW P 2,596.0m) 他19本	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3 - 1	平成21年3月16日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	34,560,000	34,560,000	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
映画フィルム「アナタハン島の真相はこれだ」(35mm BW PN 1510m) 他17本	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3 - 1	平成21年2月3日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	6,985,220	6,985,220	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	

映画フィルム「羅生門(デジタル復元版)」(35mm BW P 2.502.00m)他1本	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 館長 加茂川 幸夫 東京都千代田区北の丸公園3-1	平成21年2月13日		当該契約は映画フィルムの購入契約であり、他に供給できる業者が存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	2,066,636	2,066,636	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
「現代美術への視点 - エモーションナル・ドローイング」展出品作品の運送等請負 一式	独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館 契約担当役 館長 岩城 見一 京都市左京区岡崎円勝寺町	平成20年10月8日	ヤマトロジスティクス㈱ 東京美術品センター 東京都江東区東雲2-2-3	本請負に係る展覧会は巡回展であって、先行して開催した機関において、本請負と一連となる請負業務の競争を経て選定された該社に本請負を請負わせることについては、契約の性質及び目的が競争を許さず、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	2,311,155円	2,226,000円	96.3%	0	美術品の運送を行う上で、一連の業務実施に他社が入ることにより、適切な業務実施に混乱をもたらすため。	19	
「カルロ・ザウリ展 イタリア現代陶芸の巨匠」出品作品の返却等請負 一式	独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館 契約担当役 館長 岩城 見一 京都市左京区岡崎円勝寺町	平成20年10月10日	ヤマトロジスティクス㈱ 京都美術品センター 京都市伏見区横大路芝生10-1	共催者であるイタリア共和国ファエンツァ市から同国での十分な輸送実績を持つ該社を指定しており、展覧会実施上同市の意向に沿わざるを得ないことから、契約の性質及び目的が競争を許さず、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	5,427,321円	5,217,597円	96.1%	0	展覧会開催に協力が不可欠である共催者の業者指定があったため。	19	
富田溪仙作「若菜摘」1点の修理等	独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館 契約担当役 館長 岩城 見一 京都市左京区岡崎円勝寺町	平成21年2月5日	榊陽光堂 京都市左京区岩倉北池田町17	美術作品の修復は卓越した技量が必要であり、当館における実績から判断して該社以外に存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	1,601,250円	1,575,000円	98.4%	0	当法人の重要な資産を修理するにあたり、十分な実績を有する者に依頼する必要があるため。	19	

ユージン・スミス 作「シュヴァイツァー(AMS 16011)」1点外22点の購入	独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館契約担当役 館長 岩城 見一 京都市左京区岡崎円勝寺町	平成21年2月5日		当作品は美術作品購入等選考委員会にて購入すべきと判断されており、かつ購入の相手方が他に存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	6,900,000円	6,900,000円	100.0%	0	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
三上誠 作「点綴星座」1点 外1点の購入	独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館契約担当役 館長 岩城 見一 京都市左京区岡崎円勝寺町	平成21年3月12日		当作品は美術作品購入等選考委員会にて購入すべきと判断されており、かつ購入の相手方が他に存在しないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	8,400,000円	8,400,000円	100.0%	0	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
建築遺構実測図作成作業	Adriana Tripoli Via Alfredo Catalani, 31-00199 Roma, Italy	平成20年6月11日	Adriana Tripoli Via Alfredo Catalani, 31-00199 Roma, Italy	外国で契約を行うため(国立美術館会計規則第23条第1項第12号)	3,547,403円	3,547,403円	100.0%	-	現地の事情に精通し、かつ信用・実績があるため	19	上半期に掲載できなかったため下半期に掲載
考古学発掘調査に関わる工事	C.E.R.E.S. s.r.l. Via Duomo, 61, Napoli, Italy	平成20年8月8日	C.E.R.E.S. s.r.l. Via Duomo, 61, Napoli, Italy	外国で契約を行うため(国立美術館会計規則第23条第1項第12号)	8,320,182円	8,320,182円	100.0%	-	現地の事情に精通し、作業員・資材の確保、安全管理、掘削作業の運営、残土の処分、調査後の遺跡保全作業等に信用・実績があるため	19	上半期に掲載できなかったため下半期に掲載
自動車レンタル料	Alessandro Rubeo Via dell'Assunzione, 89, Roma, Italy	平成20年9月1日	Alessandro Rubeo Via dell'Assunzione, 89, Roma, Italy	外国で契約を行うため(国立美術館会計規則第23条第1項第12号)	1,206,144円	1,206,144円	100.0%	-	現地の事情に精通し、かつ信用・実績があるため	19	上半期に掲載できなかったため下半期に掲載

「アジアとヨーロッパの肖像」広告特集 一式	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 大阪市北区中之島4-2-55	平成20年10月1日	(株)朝日広告社関西支社 大阪市北区中之島3-2-4朝日ビル4F	共催者の関連会社との契約であり、提供を行うことが可能な業者が一であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	2,257,500円	2,257,500円	100.0%	-	共催者の関連会社との契約であり、提供を行うことが可能な業者が一であるため。	19	
水彩・素描「P.S.1プロジェクトプラン(A)」外2点	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 大阪市北区中之島4-2-55	平成20年11月7日		美術品であり、提供を行うことが可能な業者が一であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	2,205,000円	2,205,000円	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
彫刻「フランダースの戦士」外1点	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 大阪市北区中之島4-2-55	平成20年11月7日		美術品であり、提供を行うことが可能な業者が一であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	7,822,500円	7,822,500円	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
写真「絵になること」外4点	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 大阪市北区中之島4-2-55	平成20年11月7日		美術品であり、提供を行うことが可能な業者が一であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	2,100,000円	2,100,000円	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
彫刻「裸体像(女)」外1点	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 大阪市北区中之島4-2-55	平成20年11月7日		美術品であり、提供を行うことが可能な業者が一であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	12,600,000円	12,600,000円	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	

洋画「麻布タイプA - 3」外2点	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 大阪市北区中之島4 - 2 - 55	平成20年11月7日		美術品であり、提供を行うことが可能な業者が一であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	3,150,000円	3,150,000円	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
洋画「無題」	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 大阪市北区中之島4 - 2 - 55	平成20年11月7日		美術品であり、提供を行うことが可能な業者が一であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	4,725,000円	4,725,000円	100.0%	-	美術館等における美術品及び工芸品の購入	11	
エルコ社製照明器具及びブレーミング付きスポット	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 大阪市北区中之島4 - 2 - 55	平成20年12月1日	(株)伏見工芸 京都府京都市伏見区 桃山町見附町11番地	当該製品は当館設備に適合するよう改造する必要があり、改造・維持管理・保証等の提供を行うことが可能な業者が一であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、独立行政法人国立美術館会計規則第23条第1項第1号に該当するため。	5,217,030円	5,217,030円	100.0%	-	当該製品は当館設備に適合するよう改造する必要があり、改造・維持管理・保証等の提供を行うことが可能な業者が一であるため。	19	

は、美術作品・映画フィルムのため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の見直しについて」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令